

これまでの事務局たたき台の整理

1 基本手当

【趣旨】

- 重点的な再就職支援が真に必要な者や雇止めによる離職者へのセーフティネットを実施する。

【具体的内容（事務局たたき台）】

- 平成25年度末までとなっている以下の暫定措置について、引き続き延長する。
 - ・雇止め等により離職した有期契約労働者等の給付日数の充実
 - ・個別延長給付
 - ・常用就職支度手当の支給対象者の追加
- 個別延長給付の延長に当たっては、重点的な再就職支援が真に必要な者となるよう、運用上の見直しを実施する。

2 再就職手当

【趣旨】

- 賃金低下により再就職を躊躇する者の早期再就職を促進する。

【具体的内容（事務局たたき台）】

- 再就職手当を受給できる早期再就職者であって、前職よりも再就職時賃金が低下した者を対象とする。
- 再就職した後に6か月間継続して雇用されたことを要件とする。
- 現行の再就職手当に加えて、離職時賃金と再就職後賃金との差額の6か月分を一時金として追加的に給付する。
- 基本手当日額に支給残日数の40%を乗じて得た額を上限とする。

3 中長期的なキャリア形成を支援するための措置

【趣旨】

- 非正規労働者である若者等がキャリアアップ・キャリアチェンジし安定的に働くことができるよう、中長期的なキャリア形成に資する専門的・実践的な職業能力の習得を支援する。

【具体的内容（事務局たたき台）】

- 訓練期間が長期となり費用が高額となる訓練の受講に対応するため、給付率は講座費用の40%とし、資格取得等一定の成果が上がった場合に20%を上乗せす

る。

- 年 100 万円までの講座費用について、最大 3 年間支給対象とする。（支給額上限は年 60 万円）
 - 45 歳未満の若年離職者については、5 年間かつ各人 1 回限りの時限措置として、離職前の賃金に応じた一定額（基本手当の 50%）を訓練期間中の受講支援として支給する。
 - 5 年以上被保険者期間（初回は 1 年）以上被保険者として雇用された期間があることを支給要件とする。
 - 対象訓練については、現行の教育訓練給付対象講座と同様に、一定の基準の下で厚生労働大臣が個別具体的に指定する。
 - 訓練受講の際には、訓練の必要性・有効性を確認するため、事前にキャリア・コンサルティングを受講する。
- （なお、企業の承認を得て申請を行う場合には、その企業が訓練の必要性・有効性を確認できることから、キャリア・コンサルティングを受けたことの確認を要しないこととする。）

4 育児休業給付

【趣旨】

- 男女ともに育児休業を取得することを促進し、職業生活の円滑な継続を援助、促進する。

【具体的内容（事務局たたき台）】

- 育児休業開始時から最初の 6 か月の間について 67% の給付率（※）とする。

（※）育児休業給付は非課税となっていること、また、育児休業期間中には社会保険料免除措置があることから、休業前の税・社会保険料支払後の賃金と比較した実質的な給付率はさらに高いものとなる。

5 求職者支援制度

【趣旨】

- 雇用保険を受給できない求職者に対し、訓練の実施と一定の場合における訓練期間中の給付金の支給等により、早期就職を支援する。

【具体的内容（事務局たたき台）】

- 受講対象者の能力・経験等を踏まえ、多様な訓練コースを設定可能にする。
- 出席要件について、やむを得ない理由の取扱いについて運用上の見直しを実施する。

- やむを得ない理由で一部の訓練を欠席しても、当該訓練実施日の残りの時間
に出席した場合には、一部分を出席したものとして取り扱う。
- 就職状況の把握や確認する方法を改善するとともに、就職の定義は雇用保険
が適用される就職とする。

6 財政運営